

福岡県公報

令和四年十一月二十五日
第三百五十二号
増刊 ①

目次

規則 (第三十五号・第三十六号)

○福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (医療指導課) ……………一

再掲

○福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 (教育庁高校教育課) ……………二

規則

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十一月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十五号

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則(令和二年福岡県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「平成四年福岡県条例第四号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、「の職員」を「の会計年度任用職員」に改める。

第十五条第二項第三号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員」を「次に掲げる会計

年度任用職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である会計年度任用職員

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である会計年度任用職員

附則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十八年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名) 有・無」を

「3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名) 有・無」に改

4 過去に准看護師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号) 有・無」に改

める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

再掲

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年十一月七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号

福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(設置)

第二条 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の健全育成に取り組むため、県立学校に協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、協議会の委員の任命に関するものを除き、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒等の保護者及び当該学校の所在する

地域住民の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第三条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、十二名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校に在籍する生徒等の保護者
- 二 地域住民

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者

四 学識経験者

五 その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第四十七条の五第三項の規定により、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第二号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとし、教育委員会が必要と認める場合は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

(会長及び副会長)

第六条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないとき、又は緊急を要するときは、協議会の会議は、校長が招集し、運営することができる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会において必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないと認められた場合

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、協議会の会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営等に関する基本的な方針の承認)

第九条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 学校経営計画に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要とする事項
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第十条 協議会は、法第四十七条の五第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

2 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関するものを除く。)とする。

- 一 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- 二 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第十一条 協議会は、対象学校の運営状況について、毎年度一回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民その他関係者に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第十二条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十三条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

- 一 当該委員から辞任の申出があった場合
 - 二 第五条の規定に違反した場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員にその理由を示さなければならない。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。